

建設業のみなさまへ

「働き方改革」の取り組みを支えるため  
**佐賀労働局で  
説明会を実施します。**

**2024年4月から  
時間外労働の上限規制が適用されます！**



2024年  
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY  
**建設業**

### 説明会のお知らせ

開催日時：令和6年1月23日（火）14：00～15：00

開催方法：Microsoft TeamsによるWEB会議方式（定員200名）  
申し込みURLから佐賀を選んでください。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

内容：時間外労働の上限規制・36協定の締結について

お問い合わせ先

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第二合同庁舎4階  
佐賀労働局 労働基準部 監督課 専門監督官 奥田  
(TEL：0952-32-7169)

©たしかめたん



厚生労働省

**佐賀労働局**